許 可 申 請 書

葛飾区風致地区条例第2条の規定により、下記のとおり許可の申請をします。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実に相違ありません。							
	年	月	日				
			申請者	住	所		
葛飾	区 :	長あて		氏	名		
	T	T	記				
1.建築主	住所						
1. 建杂土	氏名					電話	
2.代理人	住所						
2.1、连八	氏名					電話	
3. 敷地の地	名地番	葛飾区		7	一目	番	
※ (この	の欄には	記入しな	いでください)				
受 付							
横							

	(保存) 15年				年		月		日	許	可夠	第		号			
	施行	<u>;</u>	年	月	日	決定		年	月	日	起案		年	月	日		
*									ないと思われるので葛飾区風致地区条例								
/• \	第2	2条	の規定に	2) 許可す	「る。											
記	決			決	課長				係長				起				
нС	裁	i	課長										案				
	区八		19102	裁									者				
載	分								1				I				
774	/ =							経			月	日					
	復							過欄			月	日					
欄																	
	命							条									
	•							件									
	欄							欄									

※この用紙は正本に添付してください。

許 可 書

		許可第	į		号
申請者					
葛飾区風致地区条例第2条の規定に基づき	、申請	のあっ	た行為	を、下	記
のとおり許可します。					
	年	月		日	
	葛	飾	区	長	

記

工事完成後、写真を添えて完了報告してください。

1 _.	住	所	〒 一
建築主	氏	名	電話 () -
2 _.	住	所	T
代理人	氏	名	電話 () -
3. 隽番	敦地の地	2名地	

この許可書は、大切に保存してください。

(教 示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはでき なくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日 から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提 起することが認められる場合があります。